高 野 山大伝法院創建における覚鑁と鳥羽院

はじめに

し、

郭

佳

寧

かし、 n 膱 Ш ことができた覚鑁は、 くしたのは、 言密教中興の祖として仰がれる覚鑁が、その生涯において力を尽 歳の時に発心し、 て建立した寺院である。 言教学を復興するために、 [本来の組織である金剛峯寺側に大きな影響を与え、 「論構築である。 (1) の頃に成仏を目指し、 の座次と座主職をめぐる相論が相次いで発生し、 斬轢が生じ続けた。 高野山大伝法院は、 長く中絶していた伝法会を再興し、大伝法院を建立した。 その後覚鑁は、 伝法院の建立及び寺院組織の本格的な確立とともに、 真言密教の復興と浄土信仰の思潮に傾く浄密融合の 当時随 十三歳で上洛して仁和寺寛助のもとに師 南都にて法相・三論など諸宗を遍学し、 興教大師覚鑁 その結果、 高野山において真言教学を振興するため 覚鑁は、 京都を離れて高野山に入住した。 一の権力者であった鳥羽院の外護を得る 鳥羽院の外護のもとに院の御願寺とし 九州肥前国藤津庄に生まれ 覚鑁の法燈は根来の地に移転 (一〇九五~一一 長期間にわた 特に両寺諸 四三 後に真 二十 高野 が真 事

> る歴史的な考察、 により、 されている。 が挙げられる。 しては、中野達恵氏や櫛田良洪氏、 院と金剛峯寺、 後に根来に拠った大伝法院門徒の側で新義を打ち立てたこと 真言宗は古義と新義に分裂してしまった。 それらの研究では、 或いは東寺をはじめとする真言教団との相論に関 或いは当時の寺院組織の事情を中心として分析 及び波多野智人氏などの研究 相論事件の紹介や覚鑁に関す 高野山 大伝法

より、 院の歴史像が更に明白になってきた。しかし、平氏の研究は覚鑁 建立主体である覚鑁の意図に関しては、 ことが明らかになり、 権との深い関係性が高野山上における変容の中心的な要因である における大伝法院座主職の変遷に関して考察した。平氏の指摘に づき、大伝法院の寺院組織が確立されてから、 争に関する研究成果が挙げられる。平氏は、 ていない。最近では平雅行氏による、 しかし、大伝法院の創建をめぐる本願鳥羽院の意志、 大伝法院が創建された当初、 権門体制形成過程の途上で成立した大伝法 そして中世全体を通して、 大伝法院座主職をめぐる紛 まだ充分に明らかにされ 詳細な史料分析に基 特に覚鑁の入滅後 またその 王

高野山大伝法院創建における覚鑁と鳥羽院 郭

死後 を検討する。 0 史的意義への検討はなお不充分である。そのため、 当初の事情、 意義を改めて考えてみたい。 に復興された伝法会の儀礼、 宗教政策、 読解と分析を通して、 の高野山上の状況に焦点をあてるものであり、 更に、それらの考察を踏まえて、 また覚鑁が追求する密教実践の実態と王権への認識 及びそこに潜んでいる大伝法院の御願寺としての歴 高野山大伝法院創建にあらわれる鳥羽院 及び大伝法院という宗教空間建立の 鳥羽院政権のもと 本稿は諸資料 大伝法院創建

覚鑁の高野登山と伝法会の復興

何れも中絶してしまった。その後、 寺と高野山の伝法会は料田の退転という法会経営上の問題から、 寺の伝法会に摸して高野山において伝法会を開いた。 とされた。 ける公的な伝法会は空海の後継者であった実恵により東寺におい て行われたのがその濫觴となる。一方、高野山において年分度者 による復興 |日本密教学道史』においてすでに検討されている。 制度が確立されたのに伴い、 1経論を講論する法会のことである。伝法会の由来と衰退、 伝法会とは、 そこで、 頼瑜に至るまでの変遷に関しては、 仏法を弘く伝えていくため、 金剛峯寺第二世座主であった真然僧正が、 学徒を育成するための組織が必要 真言宗の伝法会は、 また門徒養成のため 栂尾祥雲氏の 真言宗にお しかし、 白河院が 東 東

を経て再興された。この仁和寺伝法会は以後も継承された。仁和寺成就院寛助の奏請を受けて、仁和寺においておよそ二世紀

わっている。 ほか、 伝法会と直接に関わらなかったが、 り、 によると、三十人の学衆が出仕し、講師は著名な学僧済暹によ て復興された仁和寺伝法会については、 会から影響を受けたことは当然想像できるであろう。寛助によっ かも師である寛助が復興したものであるため、 が始行された天仁二年の時点では、 伝法会を復興した。仁和寺伝法会の様子は 河院の外護を受け、天仁二年(一一〇九)十月に仁和寺において 覚鑁の師である寛助は、 般若理趣経が講じられた。この伝法会においては仁和寺僧の 白河院に親近する人たちの聴聞もみられた。仁和寺伝法会 伝法会が長く中絶したことを歎き、 仁和寺恒例の行事となり、 覚鑁は南都に遊学中であり、 その結縁供養表白が伝 『三僧記類聚』の記 覚鑁が仁和寺伝法 白 録

間所 者 得。 以 夫以、 示 童蒙一而生一恵解。 \独尊:\於\一印° 就中、 四 初後所」修者、 誰継、軌乎。 」読者、 正法幽玄、 種法身並帝網 自...今年 南嶽高祖之釈、 是以、 聖理沖邈也。 内証,,成身之秘法、自覚,,聖智之上乗,也 西天甚秘之教、 _ 者 况 顕 分二法会於春秋 高才争\義聞. 伝法会者 が形色 相『似提婆振弁之昔。夫、 於 不」学之者、 九会、 不」異言龍猛受職之古。 勧二学徒 未 配 聞 五智大我瑩 |所」学於顕密。 誰開悟。 而散 博覚究理得 疑懷、 不」崇之 金剛界 中 所 未

Ш

大伝法院創建における覚鑁と鳥羽院

郭

古往 之才、 法印和尚諸共、 顕密練学之薫修先、 即 無」為無」外、 末葉…於」龍花 十住心論者、 非 兼,,学諸宗,無」煩 |亦来「求..異域。 名而不」字。今伽藍恒例之伝法之勤、 究二十住之淺深、 | 紹隆仏法之洪基 十玄六相之施設。 矣。 師資流 朗三地之聖者、 宝暦穏保 本朝顕密興盛之今頃 澄、 練一習余教 被三三身四土之性相。 兼 調 又鎮護国家之御願 |徳海於万代、 射山久守。 又可」弁、 判二二教之優劣、 有」便。 然者、 昔司馬子長之良吏 淡顕修密、 未曽所」無也。 極無自性爰備 相承句」芳、 輙可. 也 禅定大皇、 抽 知 故 - 八宗之 実尋: 及 以 是 渞

次に、 解するために講説を行ったことがわかる。 により、 述べられる。 即ち教徒を導き、 「の表白では、 そのための伝法会は年ごとに春秋二回に分けて行うことが 伝法会は真言密教の究極の教義である また、 冒頭から伝法会の根本となる目的が示されてい 「内証成身之秘法、 疑懐を解き、 経論を議論することである。 自覚聖智之上乗也」 「即身成佛」 の言 を諒

之_{(マ} 洪ご から、 家安穏 香穏保 性格も有していることがわかる。 更に、 基際 この伝法会は顕密の優劣を論ずることに限らず、 そしてその外護者である白河院の長寿も祈るものであっ 表白にある「凡、兼川学諸宗」無」煩 射山久守」と記されているように、 又鎮護国家之御願 _ 也。 最後に 故、 以 」顕密練学之薫修先 「是即、 練 仁和寺伝法会は国 習余教 非 紹隆仏法 顕密兼学 有 便

> 会 た。 に関わっていたのである。 高野山伝法会も同様な性格を備え、 性格を有するものであった。 議論して教徒を養成する機能を有するとともに また王権の頂点に立つ白河院の宝祚を祈願する法会としての 以上のように、 仁和寺伝法会は、 後述するが、 外護者としての鳥羽院と密接 真言教学を復興し、 覚鑁によって開 鎮護国 国家の 経論 かれた 法 を

か、 と法皇 れている法会であると覚鑁は述べている。 護ス国家之法城ラ也」、 九 興までには至らなかった。 など勧進僧の尽力で、 空は高野山衆徒を率いて離山した。 に 瑤図ッ於千秋二」と示しているように、 た。その解状のなかに されるように解状 教修行に励みながら伝法会の復興も志した。大治四年 法会も中絶してしまった。 『三十帖策子』 二月三日、 方、 覚鑁は伝法会を維持するためにその経済的な補助 永久二年 (白河院)・上皇 高野山の伝法会は真然以降、 返還の問題が絡んで、 覚鑁は伝法院領石手荘の立荘を院宣によって承認 (「高野 四 高野山の再興は実現できたが、 「鎮ニ祈川上皇之遐齢ョ」、「為ニ延バンガ法皇 「件ノ二会ハ者、 (鳥羽院) '山沙門覚鑁解状」) それから約一世紀後、 年一二月に、 このように高野山の再興事業が進むな の長寿安穏という祈願が含ま その後、 延喜十六年 寿長を経て無空の時代に、 崇. 高野山伝法会は鎮護国家 覚鑁が高野山に登り、 |重シ秘密之智海|ッ、 ここからわ 高野山は荒廃し、 を御室政所に 祈親聖人や明 九 伝法会の かるよう 或 いは当 に無 出し 復 算

関に提出されたことも注目したい。院庁に出されたものではなく、御室政所という法親王庁の執政機皇・院)の協力を求めているのである。また、この解状が直接に時の権力者の支持が不可欠であることを認識しつつ、国家(上

うに、 出した ことを述べている。 解状は功を奏すことはなかった。 師とする覚鑁は、 控えていた。 有していた。 代法親王の入寺した仁和寺は院政期の真言密教を統括する機能を と櫛田良洪氏は推測していた。 て、 法親王が覚鑁と深い交わりを有しているため、 であるが、 治四年七月七日に白河院が崩御したため、 を仁和寺の下に置き、 人が所属の役所や上位者に対して上申する文書のことである。 にする。 院宣下付へ最大限に尽力することが期待されたからであろう 一つでは、
一つでは、
一つでは、
一つできる
ーのできる
ーのできる 石手庄を伝法会の料田として「勅免」 鳥羽上皇に、 「石手庄申文」 「 解状というのは八省以下の役所に上申する文書 最後のところに そして、 つまり、 覚法法親王との交わりはともかく、 それに加え、 白河院の菩提を弔い、 は、 御室と院の庇護を求めていた。 仁和寺の背後には当時の権力者である院が かつて仁和寺出身で、 二月に出した解状の内容とほぼ 「奉祈聖霊之証道」と記されているよ 本論でも櫛田氏の推測に従うこと 石手庄立荘の下勅を再度 大治四年八月に鳥羽院の院庁に この御室政所に出した 法皇の 当時の仁和寺御室覚法 することを上申したの 成就院大僧正寛助を 彼の要請に応じ 「証道」 自ら伝法院 しかし 即ち個 を祈る 「誠惶 同じ 歴 大

> 陀羅尼、 誠恐」 た。 は、 によって石手庄が伝法院の庄領として認められ、 ために愛染明王法、 羽院のための作善であることが明記されている。 伝法院に奉納した各々の仏像、 除されることになった。 出した直後、 その時に覚鑁が撰した供養願文(「伝法院供養願文」)には、 高野山に一間四面宝形造の伝法堂 して鳥羽上皇に依頼した。 また修された法会はすべて崩御した白河院と在世中の鳥 大治四年の十一月に、 尊勝陀羅尼念誦が勤修された。 また、 大治五年(一一三〇)四月八日に 図絵した曼荼羅、 そして、 石手庄の検注が行わ (小伝法院) この解状を鳥羽院庁に 、 官物 ・ 更に、 書写した真言 が供養され 雑 鳥羽院 れ 事が免 官

伝法会談義の筆録 修は禅定聖霊 る。 る。 に 伝法院の供養願文には詳しく示されていないが、 振興を目的としながら、 よって復興された仁和寺伝法会と比べると、 災・長寿を祈るためへと変化した。覚鑁の師である仁和寺寛助に (白河院) と上皇 鎮護国家のために修されるものであることが最初に述べられてい 高野山沙門覚鑁解状」 また、 真言密教の経論を講ずるのみならず、 しかし、 白河院在世中に出された解状には、 白河院の崩御により、 (白河院) より、 (鳥羽院) 鎮護国家の目的を有していた。 の菩提を弔い、 覚鑁 と「石手庄申文」におい の長寿を祈る働きを有するとされ の伝法会は 伝法院の建立および法会の勤 太上天皇 三論や天台などいわ 仁和寺伝法会と 両方とも真言教学の 伝法会は禅定法皇 覚鑁が出仕した (鳥羽院 て、 そして、 伝法会が 同 の 息

側面において仁和寺伝法会と共通した性格を持つのであった。うに、覚鑁が復興した高野山伝法会は、教学的側面と王家祈祷のる顕密にわたる内容の議論も行っていたことがわかる。以上のよ

一、金剛峯寺と大伝法院の座次をめぐる相論

ように記している。 寺として石手・弘田 の落慶供養が鳥羽院 行われた。 元年 (一一三二) 十月十七日、 三一)四月、覚鑁は鳥羽院に大伝法院の建立を請う。そして長承 所が下賜された。 大治五年四月八日、 しかし、 堂宇狭小・仏像不足のため、天承元年 (の行幸とともに行われた。また鳥羽院の御 ・山崎・岡田・山東・相賀・志富田、 大伝法院の供養に関して、 院使を迎えて伝法堂 三間四面の伝法堂、 (小伝法院) 『中右記』 所謂大伝法院 の供養が は次の 荘園七

廿月 親王扈従、 闍梨三口。 腐僧為…御導師、 (後略 (中略) 次供 院御歩行、 去十七日参 「養新立御堂 以 |院御封三ケ国 大殿以 高野御所 公輿前行、 信勝法橋為 被 奉」宣云々。 有 依如他。 :御導師 御経供養、 仁和寺覚法 又寄. 是 彼山 長者 F.

証である。この信証は覚鑁と同様に仁和寺寛助の法流を継ぐ者で落慶供養が行われた。この度の御願寺供養の導師を務めたのは信長承元年十月十七日、鳥羽院の行幸を仰ぎ、高野山大伝法院の

ある。 めたのである。 山上において一大慶事といえる。 の補任すべきことを定める太政官符が金剛峯寺に下される。 院両座主職を覚鑁の門跡に相承し、 金剛峯寺との齟齬も、 を仰いで公卿たちの参詣とともに落慶供養を遂げたことは 大伝法院が鳥羽院の御願寺として造立され、 長承三年 大伝法院の寺院組織の確立とともに生じ始 (一一三四) 他方、 両院の所司 五月八日、 高野山の既存勢力である ・定額僧等が座主 大伝法院 また院の行幸 ・密厳

謹請官符事 金剛峯寺

伝法院并密厳院,為,御願所、補#任所司定額僧等ച事。右、長承三年五月八日官符偁。大政官牒金剛峯寺、応ヒ以二大

学頭二人(中略) 一大伝法院 座主一人、上座一人、寺主一人、都維那一人、

一密厳院

院主一人、

供僧六人、

聖人拾五人、

練行衆六人、

行 員数、 両院、 乱 退弘法利生之者 右得..院庁去月卅日奏状 承仕六人、大炊三人。 院務。 名雖 欲」令:定補 且起::上皇之叡慮、 而為: 望請、 三両院、 恒例。 実是一門之故也。 因:准先例、 師資相承 於 二百余僧 |座主職 偁、 且依 謹検 _ 者 讵 以 次第譲補 覚鑁勧進 |件両院 有 覚鑁門跡之中 案内、 当時 其闕 不」申言符、 - 為 密厳院事 紀州高野山 也。 之時 |御願| 中 略) 以 座 永賜言 主 住山 後代恐 同以 注 三 立. 其 知 不

屲

座次をめぐる相論

「*食上人事」	覚鑁、密厳院に籠居し、無言行を始める。	長承四年 (一一三五) 一月
「凶徒治罰院宜」(『根来要書』)	削り、帰山を許さずという治罰の院宣が下される。離山した金剛峯寺の衆徒の帰山を促し、大伝法院に濫吹を続ける凶徒の僧名を	長承三年(一一三四)九月
「兼賢阿闍梨怠状」(『根来要書』)	寄住する。 金剛峯寺検校良禅以下の金剛峯寺方衆徒等、高野山を離山し、山下の天野社に	長承三年(一一三四)八月
「金剛峯寺謹請官符事」(『根来要書』) 	院宣が下される。金剛峰寺衆徒が訴えた座席の超越されることに対し、その非理を強く批判する	長承三年(一一三四)八月
房政所裁事」(『根来要書』)	剛峯寺座主・東寺長者定海に愁訴する。金剛峯寺の山籠・入寺等、連署起請し、大伝法院に座次の超越されることを金	長承三年(一一三四)六月
「金剛峯寺住僧等訴申座席非理事」(『根来要書』)	座主の補任すべきことを定める太政官符が下される。大伝法院・密厳院両寺座主職を覚鑁の門跡に相承し、両院の所司・定額僧等が	長承三年(一一三四)五月
『中右記』	高野山大伝法院落慶供養。	長承元年(一一三二)十月

補一任所司并定額等。(後略

伝法院に下るものではなく、金剛峯寺に宛て下されることがもと となる。 れた。これによって大伝法院は金剛峯寺の末寺から独立したこと われたが、寺院としての組織は長承三年に至ってはじめて確立さ 大伝法院と密厳院の座主職は覚鑁の門跡より選び、その補任権は 年の太政官符では、 作った「請官符状」である。この「請官符状」によると、 大伝法院座主にある。 右の資料は、 何故ならば、 金剛峯寺が長承三年の太政官牒を改めて請う際に 大伝法院の寺院組織が公的に確立され、 即ち、 大伝法院の諸職設定に関する太政官符は大 大伝法院は長承元年に落慶供養が行 、長承三 また

き、 興が果たされたが、 三年六月十九日、 権の確立は、その既得権を侵すものとして金剛峯寺側の不満を招 知行していた。この度の大伝法院と密厳院の寺院組織、 高野山衆徒が離山したことで高野山が一 した。先に述べたように、『三十帖策子』返還の問題で、無空と 院に座次を超越されたことを金剛峯寺座主・東寺長者定海に愁訴 野山上において大伝法院が建立される以前は、 の本寺末寺関係を証左しているからである。 座次問題などをめぐる一連の相論がそこから始まった。長承 金剛峯寺の山籠・入寺等が連署起請し、 金剛峯寺は東寺の管理下に属し、東寺一長者 時期荒廃し、 前述したように、 金剛峯寺が一山を その後に再 及び補任 大伝法 高

高野山大伝法院創建における覚鑁と鳥羽院

郭

とに、 ところにもたらされたのである。その時に、 定海に提出したのは次の解状である。 ? 金剛峯寺の座主を兼務するようになった。 金剛峯寺からの大伝法院に対する非難の訴えが東寺長者の そのような背景の 金剛峯寺が東寺長者

言上二箇条 金剛峯寺山籠入寺三昧衆等謹解申請長者法印御房政所裁

請下特蒙一思裁、 本寺交衆一烈札,子 丁細愁状。 <u>ı</u>Ŀ 両寺交座? 伝法院山籠入寺、 不 が被 書

符、 嶺、 猒 百千行。 出入無」人、伽藍荒廃、 皇帝万歳之春秋、 同之歎、 右 - 愁歎 世俗之囂塵、 為 勤…寺役 覚鑁上人之勧進 点:,座禅入定之処,之間、 謹検:案内、金剛峯寺者、 始為二末寺座主、 山籠、 一隠居。 門弟一相之愁 案二本寺之破滅、 者、 以二幼稚之類、 (中略 尋:禅定之霊窟、 若猶有::交座:者 如 |鱗角| 恣..本寺事務、 _ 也。 太上天皇創造先畢。 入」堂既冷。 悲泣千万度、 而則両寺交衆札為二各別、共祈 訪…法水 為二入寺、 重賜;官符; 大師帰朝後、 依山山王之告、 崇」末廃」本、 倩思::伽藍之凌遅、落淚 山内執行、 似 所以者何 故被;;超越;之老僧 : 優曇、 (中略) 是以申二下別院官 弘仁年中之比 閉 将二是東寺一 夫於::本寺 攀前南山之 以 精舎戸、 彼伝法院 11弱少之

請 断+絶仏事不案」愁状。 -特蒙::広恩裁断、 為;覚鑁上人、 右、 覚鑁上人伝法院 制 ·止本寺入堂寺役、 補 任山籠入寺 永

論、

賓

集 之剋、 学、 寺役,之条、 談 |内証教、 不」断:絶仏事。 不::承引:之間成 或以:1七大諸寺之浪人,為:供僧、 求法之賓 雖」被」申上可」書:本寺山籠入寺上、之由」 頗未曽有事也者。 以 一中観智論、 于 、朝于」夕星繁、 夫於...末寺 順、 被懸 恣汙. 者 停止一両寺兼官、 ·彼末寺之輩、 法身之法。 或以::南北二 味道之客、 加」之以一瑜伽唯識 悉停:本寺夏中 一京客僧 自」西自」東雲 各専::一寺之 依 、無..本家 横

の身分や修学の内容などが批判されている。 筝寺側は「夫於:|末寺:|者、 寺に任命すれば、 峯寺と対等な独立した存在であることを否定している。 することが主張される。 れ 寺之浪人,為,供僧、 悲しみ、隠居となる恐れがあることが説かれている。更に、 とが挙げられる。また、 まれるようになってしまう(「若猶有」交座」者、 為:宋寺座主:」) としては、もともと末寺としての大伝法院(「申二下別院官符)、 金剛峯寺に対して、 于」朝于」夕星繁、 金剛峯寺と大伝法院との「両寺交座」と「両寺兼官」を停止 恣汙::法身之法;] が、 超越された本寺金剛峯寺の老僧たちが限りなく 加」之以 両寺交座すれば末寺が崇められ、 とあるように、 或以、南北二京客僧、為、修学、 大伝法院はあくまで末寺として位置付けら 末寺である大伝法院の若い僧を山籠 即ち、 味道之客、 瑜伽唯識、 高野山上において大伝法院が金剛 大伝法院に属する僧侶たち 自 横談一内証教、 」西自」東雲集、 確かに、 崇、末廃、本」)こ 或以二七大諸 覚鑁をはじ 以 その理 本寺が - 中観智 求法之 金剛 . 入 始 蔑 由

多く、 た。 0 0 **峯寺側が大伝法院を非難するための一方的な理屈としてあげたも** 伝法会がすでにその先例となり、 両方にわたるものであった。 めとする大伝法院の僧侶たちは、 か次の である。 加えて、 太政官符の下勅によりはじめて公職を有するようになっ [長承三年院宣] ではそれに対して、 伝法会に講じられる内容は真言密教に限らず、 から見ていきたい。 しかし、同時代に復興された仁和寺 鳥羽院はどのように対処している もとから聖人集団に属する者が 以上のようなことは、 ほぼ金剛 顕密

金剛峯寺住僧等訴申座席非理事

衡"之日、 以"上﨟" 思量 年﨟 下職、 之者重罪也。 分座次、各守,等差、敢不,交,座。 上皇之叡旨、 頻称二衆徒 而凶徒之輩、 被 |流例、 未 欤。 是彼寺仏事弥為二繁昌、 院宣 為 補二入寺」云々。 以 何成:,梟悪之思,乎。 |猥企||騒動||云々。 先。 敢莫二違失。 云、 · 経王之説` 冥顕之謎豈以遁乎。 狼戻之甚、 早以二官符 令」励 建 立伝法院 :修学、 偏背,官符之旨、忽成,座席之相論 中略 山籠入寺等 譬;;天子之勅 当山之習、 啻匪」違::大師之遺教、 此院行法不」可以断絶、之故也 与」致 何況以二智恵 申 山籠入寺不√依;□労。 仍寺家以,,下腐,仕, 寄御願寺 未」及 - 濫行、 可」令」烈: 背」之者五逆也。 二執論、 何 |必為」先 理何非能 定 :同官座上; 被 既不」憚 置座主以 三 山 降 軽 以 相 可 _ 鳳

此趣遣,,仰長者許,畢、謹言。

おいて、 示し、 文書の往来が何通か見られるが、 取れるのだ。その後、 法院は御願寺であることが最初に明記されている。そして御願寺 の権威を証明する院宣を下した。 宣が下されたのであった。 濫吹を続ける凶徒の僧名を削り、 九月二一日、 **峯寺の座主を兼務する東寺長者のもとにも同じ旨を伝えるようと** 背くものとして強く批判している。 をめぐる金剛峯寺側の相論は、 ことが主張される。 事法会を修させるためだと説かれる。 としての大伝法院において諸職を定めるのは、 金剛峯寺衆徒の反発に対し、 金剛峯寺の衆徒のみならず、 必ずしも年﨟に従うものではなく、 離山した金剛峯寺の衆徒の帰山を促し、 更に、 金剛峯寺側と鳥羽院の間に、 院宣において、 鳥羽院が大伝法院の御願寺として 祖師空海の意志と鳥羽院の仰せに 長承三年の相論の結果は 院宣において、 帰山を許さないという治罰の院 管轄側の東寺への誡めも読み それに、 また、寺院の諸識の補任に 高野山における座主 院宣の最後に、 「智恵」を優先する 支障なく王家の仏 建立された大伝 相論に関する 大伝法院に 同年 金剛

三、座主職をめぐる相論

宣に続き、長承三年閏十二月二五日に大伝法院座主が金剛峯寺座長承三年五月に下された大伝法院、並び密厳院の諸職決定の院

るかを詳しく示す資料はないが、覚鑁の弟子である兼海はその時 覚鑁は大伝法院・金剛峯寺両寺座主職を真誉に譲ったのである。 月一日、 座主に補任することになった。ところが、 そのため、 0 長承四年正月一日、於二家 | 東承四年正月一日、於二家 | 東上人事| 一職を兼摂し、 覚鑁の密厳院における無言行が、 覚鑁は密厳院に籠居し、無言行を始め、加えて同年二月、(2) 東寺長者である定海の金剛峯寺座主職を停め、 満山を知行するという新たな院宣が下勅された。 を記した。 いったいどのような修行であ 長承四年(一一三五)一 覚鑁を

於二密厳院上院 捨 緑務 始 無言。 我大

三月廿 去、 真 向、 事 禅徒依: 涅槃経/説、 於天下、号」為」見」顔、 師籠居、 |而入、爰大悲不」捨。|禅徒、赴。|興法利生之門。同二月十六 不」申前通之。保延五年、 而弟子僧兼海等、 証印禅師以,其首、偏猒,置塵,欣,師道,但於,此廻向之願,者、同心之人、其数甚多、 龍玄并兼海也。 日 但三月廿一日已前者、 固不」通言 昼夜加二守護」四杖等。 妄構;,在生之由,也云々。 廻!,殺害之謀。頻発,,大衆、擬,,乱入。 一向志::求自師成仏、諸有万善悉? 切、 春 偏修二即身成仏之密行、 是令」調;座禅縁具,之間 凶徒成,恐嫉,云、 (中略) 其間両度雖」有::院 月積力尽、 既弘…此/由 上人既逝 常随給 造…愁 也。 廻

表2 座主職をめぐる相論

「本願上人五箇条注文」(『根来要書』)	院に言上する。 無言行中の覚鑁は、鳥羽院に五箇条の注文を進め、高野山上のあるべき状況を	保延二年 (一一三六) 十一月
「両寺一味奏状」(『根来要書』)	の横妨を停めることを求める。金剛峯寺方・大伝法院方衆徒等、一味和合して高野住山の者を座主とし、東寺金剛峯寺方・大伝法院方衆徒等、一味和合して高野住山の者を座主とし、東寺	保延二年(一一三六)六月
寺検校執行補任次第」「東寺長者補任」「醍醐寺座主次第」「金剛峯	峯寺座主に還補し、真誉を金剛峯寺検校とする。東寺僧徒の訴えにより、真誉の金剛峯寺座主職を停め、定海を東寺長者・金剛	保延二年 (一一三六) 六月
「東寺長者補任」 「醍醐寺座主次第」	定海、覚鑁の妨碍をもって東寺長者ならびに法務を辞す。	保延二年(一一三六)五月
「金剛峯寺検校執行補任次第」	ことを訴える。東寺僧綱十七人、阿闍梨八十三人等、連名して真誉の金剛峯寺座主に補される	保延二年(一一三六)三月
「以座主職譲真誉阿闍梨」(『根来要書』)	覚鑁、大伝法院・金剛峯寺両寺座主職を真誉に譲る。	長承四年(一一三五)二月
「・ を上人事」	覚鑁、密厳院で無言行を始める。	長承四年(一一三五)一月
「両寺一味奏状」(『根来要書』)	ため、東寺長者である定海の金剛峯寺座主職を停め、覚鑁を補任する。院宣により、大伝法院座主に金剛峯寺座主職を兼摂し、満山を治行する。その院宣により、大伝法院座主に金剛峯寺座主職を東摂し、満山を治行する。	長承三年(一一三四)閏十二月

+

百 四月二日結:願無言 去之由 日 悉流 |自筆書状 歎思召事無 ::随喜之涙 奏:覧仙院 極之間、 始出二法音。 有 勅 演:真言秘奥深義、 自筆書状 詞 굿 数輩僧綱奏::上人逝 悦思召無 聴衆数

たい。 たようである。 り覚鑁自ら手書を鳥羽院に捧げ、 即身成仏の修行に専念し、給仕として弟子の龍玄と兼海だけを傍 剛峯寺側がどのように認識していたのかを次の資料から見ていき に流された覚鑁が死去したという風説に対して、 は完全に外部と遮断した状態で続けられている。 に置いた。 長承四年正月一 座禅の法具を準備した。二一日以降は、 兼海の記事によると、 では、 日より、 覚鑁が密厳院で修した無言行に関して、 覚鑁は俗務を停止し、 長い期間にわたる覚鑁の無言行 そして鳥羽院より勅詞が下され 外の一切を通じずに 三月二一 兼海の勧めによ 一方、 高野山· 日まで 金

也 改年之後、 房籠居之剋 候也。 委旨殊参可」令」申 :他行、 以 何等事候覧。 自 |此由|可 昨 懺 自 悔彼罪、 」然様上人御房可▶令::洩申 所作始候処也。 -候之状如」件、 抑乍」恐令;;言上 為 成不成後悔、 謹言。 此非 候処者、 位他 令 御上也。 後世菩提料 進 近来上人 此起請 就

同怠状

正月九日

僧宗賢申文

宗賢謹言、夫道自不」弘、因二行願之信解。教独不」盛、尚待二

道場、 背 言 万事随」意、 入二於室中、 法 者 人法之紹隆。仏法之繁昌、 |此旨||者 欲」無二後悔ご 既建二伝法之精舎、 為 顕 釈門之石柱、 |成仏於八葉之花台。 兼又尋;或真言秘書大師御作,可」令 高祖大師重思」交,於門跡。 可」蒙二大師大明神罰 恐々謹言。 志深 遂:素懷於二会之法莛。 - 利生、 只任;,住持之力,者也。 以」之思」之、青龍和尚再 為 捧 一禅林之花実 依」之一言不」背 ,此誓扎,者、 更移 □進覧 1也。 爰上人御 親受二 一密厳シ 若 房

長承四年三月十日

「宗賢消息」 「宗賢消息」

であ⁽²¹⁾。 るものかを示す資料はほぼ見つからない。それが、覚鑁自らの密 とが再び取り上げられた。 た。 鑁を誹謗したことを懺悔し、 送った。その内容は、 論の際に、 院におい 修行を助成するために自ら 鑁に怠状を出した。 ものである。この宗賢は長承三年六月の金剛峯寺と大伝法院の 右の二つの消息は、 また、同年の三月十日、 しかし、長承四年正月九日に、 て籠居して無言行を修することが、 大伝法院側に反抗的な態度を表明した金剛峯寺の山 その怠状において覚鑁が密厳院に籠居するこ 宗賢が覚鑁が籠居に入ることを聞いて、 覚鑁が密厳院籠居中に宗賢が覚鑁に出した 更に、 「助師成仏頌」を書いた。覚鑁が密厳 宗賢は真言の秘書を捧げる際に、 起請文を進めたと述べたものであっ 同年三月二六日、 宗賢は自ら覚鑁に消息を どのような意図によ 宗賢は覚鑁の 覚 覚 相 籠

でに自らの志願を表明していた。 否定できないが、 教修行成就のため、 したことはこれらの資料から確実であろう。 ||座主職を譲る時に書いた「以座主職譲真誉阿梨| その行動自体が覚鑁の周辺に大いに影響を及ぼ 或いは宗教者として年来の素願であることは 一方で、 において、 覚鑁が真誉 す

願寺座主職一知事行満山上事 長承四年卯二月日、 水云、 真可」今下以 覚鑁上人、 :阿闍梨真營 以 :座主職 為二金剛峯寺大伝法院両御 譲 持明院阿闍梨

令に検 懐 仰。 教、 之願。 也。 云 真言之奥旨。 Щ 法利生之者 : 院宣 大伝法院座主 欲 緇素対者無」敢 得 建二立伝法一 遥超三顕教。 紹 官符院宣其旨明白。 太上天皇殊廻二叡慮、 <u>=</u>校 令 大師垂,冥助、 院庁奏状 |隆三宝| 偁 定 Щ -補之。 自令以 出 知中行満山。 師資相 院 抑覚鑁偏住:成仏利生之心、 且称::揚大師:強過 |入皇家臣家、 偁 即為金剛峯寺座主心 後永以 於 興 |難詰。況後専凝| 上皇致 二百餘僧中有 座主職 |隆秘教二会| 承次第譲補云。 仍今以 仍供僧所司等中有: 以,,件両御願寺、永所」賜,,覚鑁 件院座主 :随喜。 _ 者 遊 此 :|暦自門他門ご 覚鑁門跡中 究以一灌頂之源流 職 :他師。 其闕 之時 上皇丹誠 (中略) 即為 譲 令 同年綸言云 補彼人、 知 貴賤聞人悉以 深発:|求道弘法 |其闕 | 之時 被寺座主 :行満山 長 忽果 以 承三 面談説 座主択. = 住 知 :大師素 一年官符 Ш 可下永 興以 一行満 不退 事 可レ 座 密

17

之同. 也。 主択 因」茲覚鑁更授二秘密灌頂之印璽、 今真闍梨者、 器、 :志於祖師之弘誓、 可 /命 是小僧之大師也。 :定補、 満山諸徳宜承知 一:契於弟子之大願。 而成仏願尤深、 屡伝:真言実教之宗義。 敢不」可 求法者無」止。 仍殊所 ||違失||者。 加

ろう。 を達成するために、 無言行を修し始め、 を援用した。すなわち、 鑁にとっ 座主に補任されてからわずか一ケ月後に、 整えられようとすることを示すものではなかろうか。 はある意味、 鳥羽院の御願寺である大伝法院が一山知行の頂点となった。 ような組織の更迭によって、 大伝法院の座主は金剛峯寺の座主を兼任するようになった。 してその補任権は大伝法院の座主にあることが示される。 座主職が覚鑁門跡より、「住山不退、仏法利生」の者を選び、 緯と自らの修行の志を述べた後に、 る。 以座主職讓真誉阿闍梨」 大伝法院の末寺となっていた。 それは、 「以座主職譲真誉阿闍梨」にも述べられているように、 て一番切実な希求は自らの成仏と興法利生である。 高野山の一山としての体制が鳥羽院の政策のもとで 兼海の 長い期間にわたり自らの僧坊である密厳院に 俗務より離れなければならなくなったからだ 「
者上人事」に語られるように、 長承三年の官符と綸旨では、 において、 金剛峯寺は東寺長者の管理から それに、 長承三年の官符と同年 覚鑁は大伝法院建立 座主職を真誉に譲 高野山全体に対し、 覚鑁は両寺 大伝法院 更に、 覚鑁は -の綸旨 それ その って 0) 7 経

れ、

する。 ども、 信証は先の長承元年大伝法院落慶供養の際に、 る前に、 争いの結果であると指摘する。実は、 定海を東寺長者・金剛峯寺座主に還補し、 年六月、 鑁の妨害と称して東寺長者ならびに法務を辞した。そして保延二 ける組織の再編成は、 認識する者も現れるようになった。 ような覚鑁は名利に染着した者ではなく、 鑁が無言行に入ることによって、 不満を招いた。)密教修行に専念するために無言行に入り、 保延二年 て無言行を修していたのである。 しかし、 その動向の及ぼす影響力は無視できないものであっ 東寺僧徒の訴えにより、 東寺長者を務めているのは仁和寺僧の信証である。 (一一三六) 五月二七日、 その人事の変更は覚鑁の出身母体である仁和寺側 苫米地誠一氏は、 上位の管理者である東寺側にも影響を与え 金剛峯寺側においては、 真誉の金剛峯寺座主職を停め それは仁和寺と醍醐寺の権力 一方、そのような高野山にお 定海が東寺長者に補任され しかし、 東寺長者である定海は覚 真の密教行者であると 真誉を金剛峯寺検校と 公職を譲ったといえ 供養導師を務めて たとえ覚鑁が自ら 宗賢の この 覚

に、東寺における勢力が仁和寺より醍醐寺に移行していたため、兼覚から醍醐寺出身の覚雅に改替した。苫米地氏が指摘したようより醍醐寺定海に改替してから約二年後、東寺別当も仁和寺僧のもともと覚鑁は仁和寺の出身であり、御室法親王、或いは仁和

た人物である

体制が、 するわけにはいかなかったであろう。 法院は連携し、 考えると、 野山体制が崩壊に頻する状況となったという認識からの危機感に 既に両寺の座主職を真誉に譲ってから一年も経ち、 であろう。東寺長者定海の行動により、 旨を丁寧に引用することは、 立されることが明らかになったからではなかろうか。そのように よるものであろう。覚鑁の座主職譲渡により、 大伝法院の建立、及び寺院組織の一 野執行を妨害する張本とみなしていた。 ている状態である。 野に入れる必要がある。 と考えられる。すなわち、 の角逐のほかにも、 をはじめとする東寺にいる醍醐寺側の勢力は当然その問題 高野山上における金剛峯寺と大伝法院の諸職の更迭に対し、 東寺からの訴えに対し、 覚鑁一代に限るものではなく、 覚鑁が 「両寺一味奏状」を出した。 「以座主職譲真誉阿闍梨」において、 それにもかかわらず、 その背後にはもっと深刻な問題が潜んでい 東寺側が相論を起こした時点は、 高野山一 高野山上において、 自らの権利行使の正統性を示すもの 連の再編成により、 山体制と公職身分の問題も視 しかし、 それは、高野山における その系譜の継承体制が 事態が更に大きく変化 定海は覚鑁が自らの高 新たな高野山 東寺をめぐる勢力 金剛峯寺と大伝 無言行を修し 官符と綸 従来の高 覚鑁が 定海 確 Щ

金剛峯寺

院宣、如」元付;高野於住山座主、永可」停;止東寺横妨,由、請;特蒙;鴻慈、任;大師遺告并中院僧正記文、旧例先証当時

高野

屲

大伝法院創建における覚鑁と鳥羽院

郭

問題 弟云。 悲、 後、 非 師門流 法。 矯餝之甚也。 証 不」預言長者立理 之執行。 主山王常告 被上下二官符 上人若有;;非法;者、 Щ 弘恩、 |長者之所領。 今依:三密紹隆之功? 今何::上禅之隙; (中略) 若儀既似 何東寺可以領知、 既非. 此寺繁昌 我恐…自行之廃損、 先可 衆徒若帯 渴仰之冥助。 状。 尤可 \有 - 遠 長者之執行。 酬 於 (中略) 離。 皇徳。 於 |彼末流諸寺、 籠居之前、 唯起」従:聖人之住持。 恣構:虚偽之解状、 但 -道 理 」此已顕焉。 還違之事欤。 大師 当、証 [偏頼::上皇之恩憐] 況彼天照大神屢示 若欲、酬 爰以明知 - 者、 深猒 偏付 醍醐勧修雖」為 何不」成二相論。 被 宣下之刻、 尚長者不 |他人帰依| (中略) 師 属住侶、 抑上人籠居以前、 当山破 一利円満之徳。 徳 致 先可」報 仁和小野雖、為 大師 執行、 非理訴訟、 滅 不」預 |鎮護之感応、 即可」致 東寺之末葉、 再興二大師之仏 内心雖」起 永絶:縁務:シ 偏付 既由. 於 君恩 然則若欲 - 長者之誠 于長者 :其訴。 此本源 :住侶 常告 _ 者 是則 大 圳

まったものとし、 0 海 0 である。 [修寺の例を挙げて、 功績が讃えられる。 の御遺告と真然の記文を引用しながら、 0 「両寺一 奏状において、 味奏状」 その再興は覚鑁の住山によるものであると覚鑁 加えて、 高野山は大師ゆかりの霊地として東寺の管 は金剛峯寺と大伝法院が一味となり、 高野山の荒廃は東寺長者の執行より始 仁和寺・小野曼荼羅寺・ 東寺の横妨を訴えるも , 醍醐寺 空

> ことを常に念頭に置いていたことが語られている。言い換えれ 羽院に五箇条の注文を書いた。 は密厳院において無言行を修する最中であったが、 ば、 理 いは高野山一山が危機に直面したため、 に起きた東寺と大伝法院における座主職をめぐる相論の際 よって強く認識されていたことが明らかである。一方、保延二年 御願によるものであることが金剛峯寺側を含む高野山の人々に 羽院の外護があってこそ真言教学の復興 求めるようになった。 転して東寺長者の訴えに対して一味となり、 をめぐる相論の当事者として対立した金剛峯寺と大伝法院は から独立しようとする意志があらわれている。 大伝法院、 及びそれが知行する高野一山の繁栄は、 また、 覚鑁は自らの修行を重視するが 籠居中にもかかわらず鳥 (伝法会) 高野山一山 長承三年 が実現できた 大伝法院、 鳥羽院 『の独立 の座 覚鑁 或 鳥 を 次

注進

五箇条事

仏法王法厳重不」軽事

後略

法律 罪 別 恵果和尚云、 経法亦復如」是、 報極重。 法帝禁戒、 如 大師云、 前勅書 一 世人不」知い斯義、不」細い王法、不」訪い仏法 人之貴者不」過 夫勅詔官符与;臣下往来文字,是同 命、 事異義融、 菩薩声聞天龍八部何人不」信。 則天下奉行、 任 三国王、 三控駅 施賞施罰百姓喜懼 利益甚多、 法之最者不」如 又云、 枉 功 密 用 人王 如 太 来

第5号

不」可」不」愼々々々々云、、随:「愛憎,而浮沈、任:「貴賤,而軽重。以」此馭」代後報何免、

- 二 永止;[騒動]複;[護禅窟]事。(中略
- 三 両寺仏事如法不」絶事。(中略)

四順;高祖誓;果;大師願;事。

賊 有 此 行 建 義 智恵」、 |立伽藍| 励 即 (中略) :修学; 名:魔党、 是為…真長老。 護 又云、 持仏法、 (中略) 々 |所」謂長老相不…必在 々即 又云、 紹 (中略 _ 隆 非 医密蔵 護持仏法名, 我弟子、 鎮 押国家 。 仏弟子 仏法国 - 耆年 崇 [家之大 雖 若違 重

五 信智深固宝寿長遠事。

興 度々解状前後違乱、 癡暗之徒, 隆此法、 違二越院宣。 深含:毒心、 忽蒙 ...仏神治罰、 以三妄語 条々訴詔 偏猜 謗 不」預一冥顕加護。 _ 御 真言、 始終虚妄。 願、 欲 以 滅 邪慢 覚鑁若為二名利 仏法、 (後略 妨 軽 = 正 - 賤官 道

述べる。 最者 と国家の鎮護を願うことにある。 られる。 貫した姿勢であるといえよう。また、 仏事法会を断絶させることを強く批判し、 鑁 の 0 ここに見られる覚鑁の志は、 その冒頭において、 真言密教を讃える。 「五箇条注文」 には空海の著作と御遺言の引用が多く見 まず 次に、 それは、 「人之貴者」 相論の相手が仏法と王法に背 名利を求めず、 僧侶の補任について、 覚鑁の生涯にわたり終 の鳥羽院と「法之 自らの志と主張を 仏法の興隆

> る 一 れる。 いた 覚鑁が る座主職を巡る相論について、 そのことは先述した長承三年の院宣においても同様な認識がみら はなく、 乗理趣六波羅蜜多経(30) 連の相論は、 を指すのだろう。 「智恵」とは、 かくして、 「所」謂長老相不…必在…耆年、 「智恵」を重視することを述べている。ここで覚鑁が説 後世にも影響を及ぼした。 高野山大伝法院の創建とともに、 仏教実践である六波羅蜜の最後の徳目 即ち、 の文句を引用 事理を照見する悟りのことである。 次のように記している。 Ĺ 雖 少少 年功序列を重視するので 有 義演は高野山 智恵 _ 座主職 という『大 におけ をめぐ 般

依テ、 于」今補任ノ上ハ、 在 中 慶長六華年八月朔日。 ヲ企ト云トモ 止タル上 □□□来。 不,及,記. i 之。 本寺訴詔ニ依テ 高野住侶真營 爱使僧申様 旧記 之、 今度補任事不」謂 保延年中ニ令…弃損 諸院存知ノ事也。 冊懸 都而此旧記為二証跡」之由、 既 綸紙申返、 高野 御目 (中略) 高野住侶座主ニ罷成 ノ座主ニ始テ任了。 了。 高野検挍職事ニ付、 由申入了。 彼座主職弃破了、 般若寺僧正御時 長承年中 其以来長老管領如」元 予返答、 義演准后日記 仰聞閉口了。 覚鑁上人訴ニ 長者ノ管領ヲ 于」時保延 ラ事 学侶 此儀彼記 上人新儀 両 是 X

寺の古記録や文書等の優れた管理者であった。高野山検校の職事伝法院関係資料がもたらされた。義演は醍醐寺門跡であり、醍醐周知のように、鎌倉時代に根来の頼瑜により醍醐寺に大量の大

十四四

屲

大伝法院創建における覚鑁と鳥羽院

郭

明 が よると、 た大伝法院関係の資料の一部であろう。 に関して用いられた ?真誉に座主職を譲ることは、 経緯は、 らかである 更にそれが 高野山を東寺の管理から独立させようとしたものと語られ 長承年中に高野山における大伝法院座主職をめぐる相論 先述で挙げた資料とほぼ同様である。 「上人新儀」 旧 記 として義演に認識されていたことが 册 高野住侶を一 は、 恐らく頼瑜時代に編纂され 右の 『義演准后日記』 山知行の座主に その上で、 覚鑁 に 0

おわりに

及びその門跡を大伝法院・金剛峯寺両寺の座主職にし、 学することなどは、 伝法院の寺院組織が確立された際に、 護と王家の安泰を祈る仏事法会を修する重要な勤めを担った。 荘園が鳥羽院より寄進された。 鑁に帰依し、 のような覚鑁の素願を実現させたのが鳥羽院である。 法院側を非難する根拠となった、 b めたことは 「鑁による高野山大伝法院の建立は、 ひいては真言密教を復興することがその目的であった。 大伝法院が鳥羽院の御願寺として建立され、 恐らく鳥羽院の意志に発するものと考えられ 鳥羽院には問題とされなかった。 その代わりに、 僧侶の身分が低いことや他宗兼 金剛峯寺側が覚鑁及び大伝 伝法会を再興するためで 大伝法院は国家鎮 また、 鳥羽院は覚 満山 厖大な 大 そ

されることが望まれただろう。の仏事法会を修することを前提にしたものでありながら、一山のの仏事法会を修することを前提にしたものでありながら、一山の一山体制を作ることと考えられる。更に、その体制の成立は王家

建立、 羽院の顕密融合の宗教政策によって実現できたものと考えられる 興を目的とし、 うになった。 験で賞を得る密教僧とも違うかたちで、 に勤仕して昇進を得る南都僧と天台僧とは異なり、 属する階層であった大伝法院の門徒たちは く結び付くことになった。 を改めて考えてみたい。 最後に、 及び寺院組織の確立とともに、 覚鑁が建立した大伝法院という宗教空間 それは、 鎮護国家と王家の安泰を祈祷することで王権と深 覚鑁の実践による悟りを重視することと鳥 覚鑁が復興した伝法会は、 伝法会が行われる場である大伝 元来は客僧や聖集団 公的身分が獲得できるよ 公請による論議法会 真言教学の また修法の法 の歴史的意義 などに 法院

であった。 かったことがよく示されている。この葛藤は、 をめぐる相論の結果から、 だろう。 元にあって、 あるいは仏教界の全体に及ぶ大きな変動の一端を示すもの また、長承三年の座次をめぐる相論と保延二年の座主職 高野山内部のみにとどまる問題ではなく、 高野山一山体制の創成が容易ではな 中世の権門体制 当時の真 0

キーワード:覚鑁、 鳥羽院、 大伝法院、 高野山

注

- (1) 速水侑「院政期仏教と覚鑁」興教大師研究論集委員会編『興教大師覚鑁 研究—興教大師八百五十年御遠忌記念論集』(春秋社、 一九九二年)。
- (2)中野達慧『興教大師正伝』(世相軒、一九三四年)。
- (3) 櫛田良洪「覚鑁と大伝法院をめぐる問題」『覚鑁の研究』(吉川弘文館 一九七五年)。
- (4) 波多野智人「金剛峯寺・大伝法院間の「両寺兼官」について」『密教文 化』(二一五号、二〇〇五年)。
- 6 (5) 平雅行 「大伝法院座主職と高野紛争 栂尾祥雲「伝法会の由来」『日本密教学道史』(高野山大学出版部、 『歴史のなかの根来寺』(勉誠出版、二〇一七年)。 -理想主義の挫折」 山岸常人(編) 一九
- 覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究 史料篇・金沢文庫蔵御流聖教 「仁和寺伝法会結願供養法表白」(阿部泰郎・福島金治・山崎誠(編) 寻守

(仁和寺二十二巻本表白集巻十五) 勉誠出版、二〇〇〇年)。

- (8)『三十帖策子』は本来東寺経蔵に収められたもので、東寺長者以外には 対し、『三十帖策子』を東寺に返却するよう強く要求した。無空がそれ 半世紀後、東寺長者・法務観賢は、当時の金剛峯寺座主であった無空に 激に荒廃した。 六)に高野山を離れて山城国円提寺に逃れた。そのために高野山内は急 に抵抗し、『三十帖策子』を随身し、門徒を率いて、延喜十六年(九一 覧し、そのまま東寺に返さず金剛峯寺座主が代々伝えてきたのである。 拝見できないほど大切にされるものである。しかし、 真然が真雅から借
- (9) 富田斅純・中野達慧(編)『興教大師全集』(世相軒、一九三五年)。
- (10) 櫛田良洪「覚鑁と大伝法院をめぐる諸問題」『覚鑁の研究』(吉川弘文 館、一九七五年)。
- (Ⅱ) 富田斅純・中野達慧(編) 『興教大師全集』(世相軒、
- (11) 聖応筆録『覚鑁聖人伝法会談義打聞集』(富田斅純 (12) 富田斅純・中野達慧(編) 教大師全集』世相軒、一九三五年)に所収する。 『興教大師全集』(世相軒、 ・中野達慧(編) 一九三五年)。

『興

- (14)増補史料大成刊行会編『中右記』(臨川書店、一九六五年)。
- 15 『根来要書』〈一〉醍醐寺『根来要書 覚鑁基礎史料集成』(東京美術 九九四年)。
- 16 『根来要書』 九九四年)。 〈二〉醍醐寺『根来要書 覚鑁基礎史料集成』(東京美術
- (17) 『根来要書』 〈三〉 九九四年)。 醍醐寺『根来要書 覚鑁基礎史料集成』(東京美術
- 18)櫛田良洪氏の研究により、覚鑁が密厳院において籠居に入って行った無 鑁の無言行」 『覚鑁の研究』 (吉川弘文館、一九七五年。) 月廿一日から保延五年(一一三九)四月二日までである。 は、『覚鑁聖人伝法会談義打聞集』によると、長承四年(一一三五)三 言行は、密教の一種の修行である。また、覚鑁の密厳院における籠居 櫛田良洪 一覚
- (19) 三浦章夫(編) 『興教大師伝記史料全集』(文政堂、一九八九年)。
- (2)『根来要書』〈二〉醍醐寺『根来要書 覚鑁基礎史料集成』(東京美術、

高野山大伝法院創建における覚鑁と鳥羽院(郭)

- 九九四年)。
- 峯寺の山籠として署名した。 (21) 長承三年(一一三四) 六月十九日の金剛峯寺住僧の解案において、金剛
- 九九四年)。 (22)『根来要書』〈二〉醍醐寺『根来要書 覚鑁基礎史料集成』(東京美術、
- 『受者奮曽E宅毎去务(中格) 「東寺長者補任」(『続々群書類従』 に所収する)
- 之。仍六月日如元被付長者、宣下畢。 五月廿七日、辞長者法務。覚鑁上人依高野執行之妨也。而一門大衆訴長者権僧正定海法務(中略)
- ○「醍醐寺座主次第」(『大日本史料』 三編九〇三冊)
- 予口亡丁寸麦肴之日故、先宜、是二口弃云吹不互。 予口亡丁寸麦肴之日故、充宜、是二口弃云吹不互。 同六月日、高
- 野如元可付長者之由被下院宣、是仁和寺大衆訴也。
- (26) 苫米地誠一『興教大師覚鑁上人年譜』(ノンブル社、二〇〇二年)。

(27) 同右。

- 九九四年)。 (28)『根来要書』〈二〉醍醐寺『根来要書 覚鑁基礎史料集成』(東京美術、一
- 九九四年)。(2)『根来要書』〈一〉醍醐寺『根来要書 覚鑁基礎史料集成』(東京美術、一(2)『根来要書』〈一〉醍醐寺『根来要書 覚鑁基礎史料集成』(東京美術、一
- (3)『大乗理趣六波羅蜜多経』十巻、唐の般若訳である。大乗の菩薩が修す
- (31) 三浦章夫(編)『興教大師伝記史料全集』(文政堂、一九八九年)。

Abstract

The Religious Practices of Kakuban and Toba-in: from the Perspective of the Establishment of the Kōyasan Daidenpo-in

Guo Jianing

During the Insei period (院政期), Kokyo Daishi Kakuban (覚鑁) established the Daidenpo-in (大伝法院) as Toba-in's (鳥羽院)Goganji (御願寺) at Kōyasan (高野山) for reviving the Denpoe (伝法会) of Shingon Esoteric Buddhism. The temple organization of Daidenpo-in had a great influence on the side of Kongobuji (金剛峯寺), which was the original organization of Kōyasan. However, the low status of the monks and their concurrent learning of Other Sects, which were the basis for the Kongobuji side's accusations against Kakuban and the Daidenpo-in side, were not considered a problem by Toba-in. On the other hand, it is thought that the decision to make Kakuban and his Monzeki (門跡) the heads of both the Daidenpo-in and Kongobuji, probably originated in the will of Toba-in. Furthermore, by examining various documents, it becomes clear that the governance of Kōyasan and the prosperity of the Buddhist (仏法) and the Royal Law (王法) were expected to be realized under the previously mentioned policy. It is also clear that Kakuban is the protector of the religious policy for governing Kōyasan as conceived by Toba-in.

Keywords: Kakuban, Toba-in, Daidenpo-in, Kōyasan